

障害年金講座

第7回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、**初診日の確認（第三者証明）**です！

(1) 初診日の確認について

障害年金の請求については、受給要件を満たしていることを確認するために初診日を明らかにする書類（受診状況等証明書などの医療機関の証明）の添付が必要です。

しかし、終診（転医）から5年を経過していると、当時の診療録が廃棄されていること等により、初診時の医療機関における診療録に基づく初診日の証明が得られないことがあります。

この場合、2番目に受診した医療機関の受診状況の証明書、及び初診日を合理的に推定できる具体的な参考資料により、本人が申し立てた日を初診日と認めることが可能な場合があります。

(2) 具体的な参考資料の例

初診日を確認するうえで、次のものを参考資料として取り扱うこととしていますので、写しを「受診状況等証明書が添付できない申立書」に添付してください。

- ① 身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ② 身体障害者手帳等の申請時の診断書
- ③ 生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書
- ④ 交通事故証明書
- ⑤ 労災の事故証明書
- ⑥ 事業所等の健康診断の記録
- ⑦ インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー
- ⑧ 健康保険の給付記録（健康保険組合や健康保険協会等）
- ⑨ 次の受診医療機関への紹介状
- ⑩ 電子カルテ等の記録（氏名、日付、傷病名、診療科等が確認されたもの）
- ⑪ お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券（可能な限り診察日や診療科が分かるもの）
- ⑫ 第三者証明
- ⑬ その他（例えば、交通事故による請求で事故証明が取得できない場合、事故のことが掲載されている新聞記事を添付するなど。）

(3) 第三者証明について

前述(2)具体的な参考資料の例の⑫第三者証明について、作成にあたっての留意事項と記載例を掲載しましたので参考にしてください。

なお、日本年金機構ホームページにあります『「初診日に関する第三者からの申立書(第三者証明)」を記入される方へ』をあわせて参照してください。

<初診日を確認するための留意事項>

- 原則、複数の第三者証明書により確認します。(三親等以内の親族※1は除く)
- 第三者証明には申立者が請求者の受診状況を
 - ・直接見て認識していた場合
 - ・請求者やその家族から聞いて知った場合(伝聞)があります。なお、伝聞の場合は、原則請求時からおおむね5年以上前に聞いていたことが必要になります。
- 第三者が初診日頃の受診状況を直接把握できる立場の医療従事者※2であった場合は、当該第三者の証明のみで初診日を認めることができます。

<20歳以降に初診日がある場合>

- 20歳以降に初診日がある場合の第三者証明については、それ単独では初診日を認めることができないため、診察券や入院記録などの、初診日について客観性が認められる他の参考資料が第三者証明とあわせて提出された場合に、請求者申立ての初診日を認めることができます。

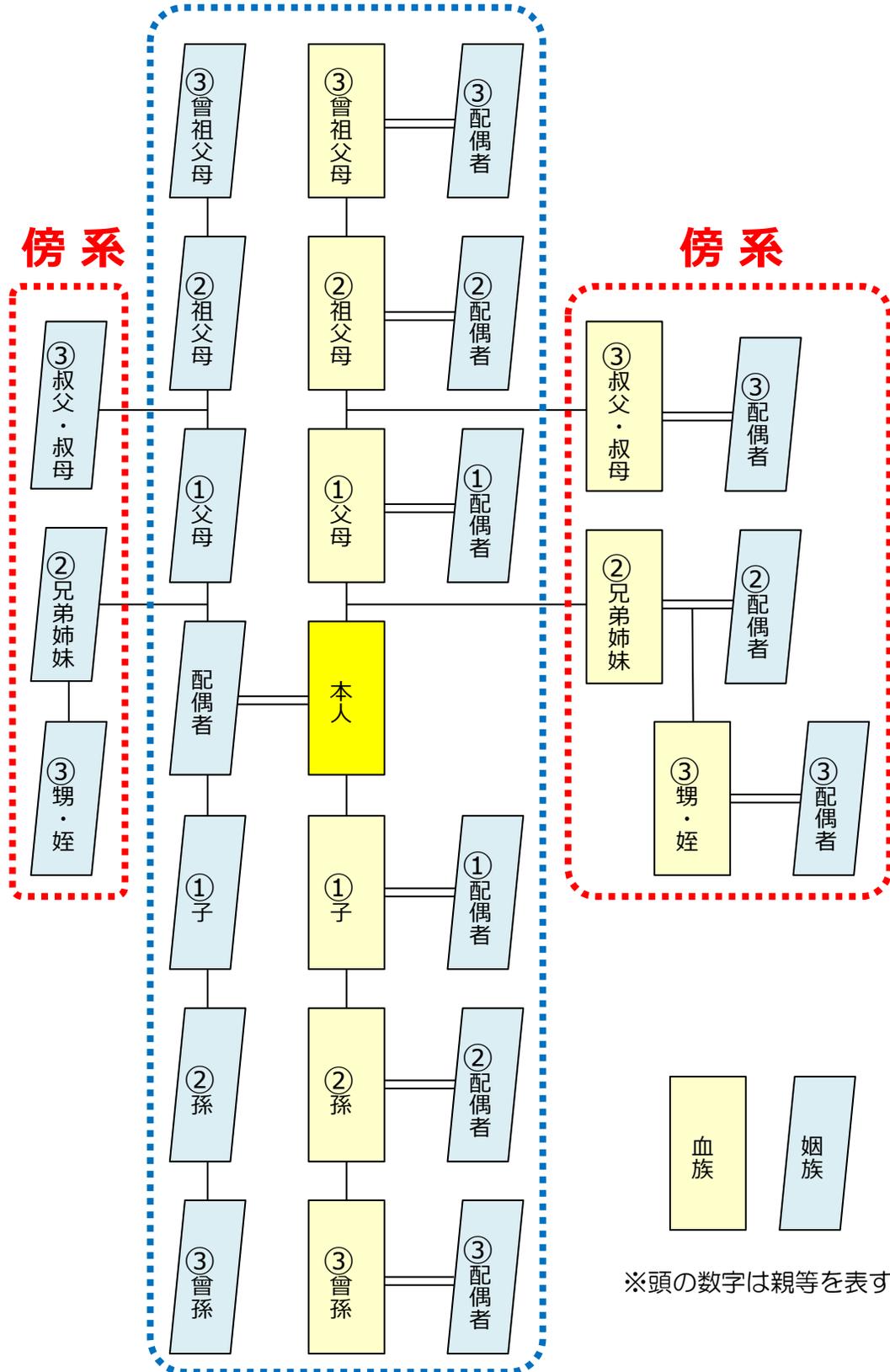
<20歳前に初診日がある場合>

- 請求者が少なくとも20歳より前に、医療機関で請求傷病による診療を受けていたことが明らかであると確認できればよいことから、初診日を証明する書類が第三者証明のみであっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができます。

※1 三親等以内の親族については、本誌5頁の図中①～③を指します。

※2 医療従事者とは、医療機関の担当医師、看護師、薬剤師、理学療法士、精神保健福祉士など医療機関において医学的な業務に従事する職員を指し、事務関係職員は除きます。医師以外が記載する場合は初診日頃の診療に携わっていたことが詳細に記載されている必要があります。

直系



第三者証明の記載例

20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金（その1）

初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 年金太郎 の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。
2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。

なお、聞いた時期は（昭和・平成 年 月 日）（頃）です。

申し立て時において、本人の民法上の三親等以内の親族は除く。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係：〇〇高校担任 現在の関係：元担任

〇傷病名：左膝関節硬直 〇初診日：昭和・平成 52 年 頃 月 日（頃）

〇医療機関名・診療科：〇〇病院 〇所在地：△△市

申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。
申立者が見たり聞いたりした当時に知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

昭和52年4月頃より、〇〇高等学校で年金太郎さんの学級担任をしておりました。当時、〇〇病院への通院による遅刻・早退がありました。また、体育の授業では診断書（病名：左膝関節硬直）を提出して見学していました。

- ・ 障害年金を請求する病気やケガにより請求者が医療機関を受診していることを、初診日のころに直接見て（聞いて）知った内容を記載。
- ・ 20歳前の場合は、初診日のころに限らず、20歳前に医療機関を受診していることがわかる内容を記載。
- ・ 最近知った情報は記入せず、当時に知った内容のみを記載。

【申立日】平成 30 年 12 月 23 日

<申立者>
住 所：〒 999-9999 △△市××1-1

連絡先：00（0000）1234 氏名：◆◆◆◆ ① ◆

※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

201510

第三者証明の記載例

20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金（その2）

初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 年金 太郎 の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。
2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。

なお、聞いた時期は（昭和・平成 年 月 日）（頃）です。

申し立て時において、本人の民法上の三親等以内の親族は除く。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係：同級生 現在の関係：友人

○傷病名：左膝関節硬直 ○初診日：昭和・平成 52 年 夏頃日（頃）

○医療機関名・診療科：〇〇病院 ○所在地：△△市

申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。
申立者が見たり聞いたりした当時を知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

昭和52年、〇〇高等学校で1年生の時、夏休みに〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。膝に負担がかからないよう、包帯を巻いて固定されていました。

また、バス通学の乗り降りは不自由そうでした。その後も体育の授業はいつも見学していました。

【申立日】平成 30 年 12 月 20 日

<申立者>

住所：〒000-0000 △△市××2-2-2

連絡先：99 (1111) 9999 氏名：□□ □□ 印：日

※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

201510

第三者証明の記載例

20歳以降に初診日がある場合の障害基礎年金（その1）

- 原則、複数の第三者証明が必要。
- 第三者証明の他、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く確認し添付すること。

初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 国年 花子 の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

- 直接見て知りました。
- 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。
なお、聞いた時期は（昭和・平成）20年 夏頃

障害年金を請求する病気やケガにより初めて医療機関を受診したころの様子を聞いて知った場合は「2」に○を付ける。その場合は聞いた時期も記載。

申し立て時において、本人の民法上の三親等以内の親族は除く。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係：近隣住民 現在の関係：近隣住民

○傷病名：双極性障害 ○初診日：昭和・平成20年 夏頃（頃）

○医療機関名・診療科：精神科の病院 ○所在地：〇〇市

申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。
申立者が見たり聞いたりした当時に知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

国年花子さんは、自分の子どもと同級生であったため、小さい頃から見知っている。大学卒業後の平成20年に就職したと聞いたが、その年の夏頃に顔を合わせた際、憔悴した様子であった。花子さんの母親に聞いたところ、仕事や人間関係で悩んでおり、医師の指示で休むようになったとのことであった。

- 障害年金を請求する病気やケガにより請求者が医療機関を受診していることを、初診日ごろに直接見て（聞いて）知った内容を記載。
- 最近知った情報は記入せず、当時に知った内容のみを記載。

【申立日】平成 30年 12月 23日

<申立者>
住 所：〒 333-3333 〇〇市△△5-5-5
連絡先：999（000）9999 氏名：▼▼▼▼ 印 

- ※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。
- ※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。
- ※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

201510

第三者証明の記載例

20歳以降に初診日がある場合の障害基礎年金（その2）

初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 国年 花子 の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。
2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。
なお、聞いた時期は（昭和・平成 20 年 夏頃 日）（頃）です。

申し立て時において、本人の民法上の三親等以内の親族は除く。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係：いとこ 現在の関係：いとこ

○傷病名：双極性障害 ○初診日：昭和・平成 20 年 8 月 日（頃）

○医療機関名・診療科：〇〇メンタルクリニック ○所在地：〇〇市

申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。
申立者が見たり聞いたりした当時知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

私は、花子さんより2歳年下で、年も近く母親同士も仲が良かったため親しくしていました。花さんは大学卒業後、希望の会社に入社できたので、とても喜んでいましたが、入社後は忙しかったからか連絡してもなかなか返事がありませんでした。

その年の夏頃に母から、花さんがうつ病で精神病院に通院していると花子さんのお母さんから相談があったことを聞きましたが、秋頃に花子さんに会う機会があり、8月から通院しているが体調も戻らないため、会社は退職したことを聞きました。

【申立日】平成 30 年 12 月 20 日

<申立者>
住 所：〒 555-5555 ××市9-9-9

連絡先：090 (1234) 0000 氏 名：〇〇 〇〇 印 〇〇

※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

201510